



2023年4月21日

各 位

会社名 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮下 功
(コード番号 2296 東証プライム)
問合せ先 広報 I R 室長 加藤 勝
(TEL 03-5723-6889)

株式併合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の第7回定時株主総会に、下記のとおり、株式併合に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 株式併合の目的

本件は、当社の普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施するものです。

当社の普通株式の発行済株式総数は、2023年3月31日現在で287,355,059株となっており、東京証券取引所に上場している同業他社と比べて多い状態にあり、本株式併合によりこの改善を図るものです。

本株式併合により、1株当たりの諸指標（利益、純資産額等）や株価について、他社との比較が容易になることが期待されます。

また、当社は配当方針として、「配当性向を、40%を目途に30%～50%の範囲で安定的に増配すること」を掲げており、本株式併合を実施することにより、1株当たり配当についてより細かな設定が可能となることや中間配当実施の検討など、株主還元施策の柔軟性が高まるものと考えています。

なお、全国証券取引所では、全ての国内上場会社株式の売買単位が100株に統一されていることから、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものとします。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

5株につき1株の比率をもって併合します。

(2023年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数が基準となります。)

(3) 効力発生日

2023年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

200,000,000株

発行可能株式総数についての定款規定は、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に次のとおり変更されるものとみなされます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>10億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。

(5) 併合により減少する株式数

① 併合前の発行済株式総数(2023年3月31日現在)	287,355,059株
② 併合により減少する株式数	229,884,047株
③ 併合後の発行済株式総数	57,471,011株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

3. 併合により減少する株主数

2023年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数	割合	所有株式数	割合
総株主数	61,465名	100.000%	284,722,296株	100.000%
5株未満所有株主	6,541名	10.641%	10,811株	0.003%
5株以上100株未満所有株主	2,752名	4.477%	60,625株	0.021%
100株以上500株未満所有株主	8,133名	13.231%	1,339,404株	0.470%
500株以上所有株主	44,039名	71.648%	283,311,456株	99.504%

(注)自己株式2,632,763株、1名は控除しています。

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様6,541名は株主たる地位を失うこととなります。

また、所有株式100株以上500株未満の株主様8,133名は、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、当社の単元未満株式を所有することとなる株主様は、会社法第194条第1項ならびに当社定款第10条の規定により、株主様が所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数までの株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。

また、同法第192条第1項の規定により、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定に基づき当社が一括して売却処分または自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5. 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としています。

6. 新株予約権の付与株式数の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の付与株式数について、2023年10月1日以降、次のとおり調整します。

発行決議日 (付与対象者の区分)	調整前 付与株式数	調整後 付与株式数
第1回新株予約権 2008年7月11日 取締役会決議日 (伊藤ハム(株)取締役及び執行役員)	4,000	800
第2回新株予約権 2009年7月17日 取締役会決議日 (伊藤ハム(株)取締役及び執行役員)	4,000	800
第3回新株予約権 2010年7月16日 取締役会決議日 (伊藤ハム(株)取締役及び執行役員)	4,000	800
第4回新株予約権 2011年7月15日 取締役会決議日 (伊藤ハム(株)取締役及び執行役員)	4,000	800
第5回新株予約権 2012年7月20日 取締役会決議日 (伊藤ハム(株)取締役及び執行役員)	4,000	800

第6回新株予約権 2013年7月22日 取締役会決議日 (伊藤ハム(株)取締役及び執行役員)	4,000	800
第7回新株予約権 2014年7月18日 取締役会決議日 (伊藤ハム(株)取締役及び執行役員)	4,000	800
第8回新株予約権 2015年7月17日 取締役会決議日 (伊藤ハム(株)取締役及び執行役員)	4,000	800
第9回新株予約権 2016年7月22日 取締役会決議日 (当社取締役並びに当社子会社の取締役及び執行役員)	32,000	6,400
第10回新株予約権 2017年7月21日 取締役会決議日 (当社取締役並びに当社子会社の取締役及び執行役員)	37,000	7,400

(注) 第1回から第8回の新株予約権は、伊藤ハム(株)における取締役会決議日です。

以上

添付資料：(ご参考) 本株式併合に関するQ&A

(ご参考) 本株式併合に関するQ & A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為です。今回、当社では普通株式5株を1株に併合することを予定しています。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか。

A 2. 当社の普通株式の発行済株式総数は、2023年3月31日現在で287,355,059株となっており、東京証券取引所に上場している同業他社と比べて多い状態にあり、本株式併合によりこの改善を図るため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、5株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。本株式併合により、1株当たりの諸指標（利益、純資産額等）や株価についても、他社との比較が容易になることが期待されます。また、当社は配当方針として、「配当性向を、40%を目途に30%~50%の範囲で安定的に増配すること」を掲げており、本株式併合を実施することにより、1株当たり配当についてより細かな設定が可能となることや中間配当実施の検討など、株主還元施策の柔軟性が高まるものと考えています。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の本株式併合後のご所有株式数は、2023年9月30日の株主名簿に記載されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式
例1	10,000株	100個	2,000株	20個	なし
例2	6,600株	66個	1,320株	13個	なし
例3	1,234株	12個	246株	2個	0.8株
例4	500株	5個	100株	1個	なし
例5	123株	1個	24株	なし	0.6株
例6	40株	なし	8株	なし	なし
例7	4株	なし	なし	なし	0.8株

① 例1、4に該当する場合

特段のお手続きはございません。

② 例3、5、7に該当する場合

本株式併合により発生する端数株式については、会社法の規定に基づき一括して処分し、それらの代金を端数が生じた全ての株主様に対して、端数の割合に応じて分配します。この端数を処分してお支払いする金額のご案内は、2023年11月下旬から2023年12月上旬頃にお送りすることを予定しています。

③ 例7に該当する場合：

本株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、当社株式のご所有機会を失うこととなります。

④ 例2、3、5、6に該当する場合

本株式併合により発生する単元未満株式（例2は20株、例3は46株、例5は24株、例6は8株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取」制度または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます。なお、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」制度または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか。

A 4. 本株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、本株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。従って、株式市況の変動等の要因を別にすれば、本株式併合によって株主様ご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。
なお、本株式併合後の株価は、理論上は本株式併合前の5倍となります。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 5. 本株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株主様において本株式併合によりご所有株式の経済的価値の変動が生じないよう、本株式併合の効力発生後には1株当たりの配当金を調整させていただく予定です。
本株式併合を理由に受け取り配当金の総額が変動することはありません。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」制度または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、1株に満たない端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。
具体的なお手続きについては、当社株式についてお取引をされている証券会社または末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。
なお、当社では、株主併合の効力発生日まで、「単元未満株式の買取」制度および「単元未満株式の買増」制度のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただくことを予定しています。

Q 7. 株式併合により、単元未満株式が生じますが、株式併合後も買い取りや買い増しができますか。

A 7. 本株式併合後においても、本株式併合の効力発生前と同様に、「単元未満株式の買取」制度や「単元未満株式の買増」制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 投資単位（最低投資金額）はどうなりますか。

A 8. 2023年4月18日現在の東京証券取引所における終値709円を例に挙げますと、本株式併合前における投資単位は、次のとおりです。
本株式併合前 709円/株×100株=70,900円

この株価を前提にすると、本株式併合後の投資単位は理論上、次のとおりとなります。
本株式併合後 3,545円/株×100株=354,500円
※株価は、本株式併合に伴い、理論上は5倍となります。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 9. 次のとおりの日程を予定しています。

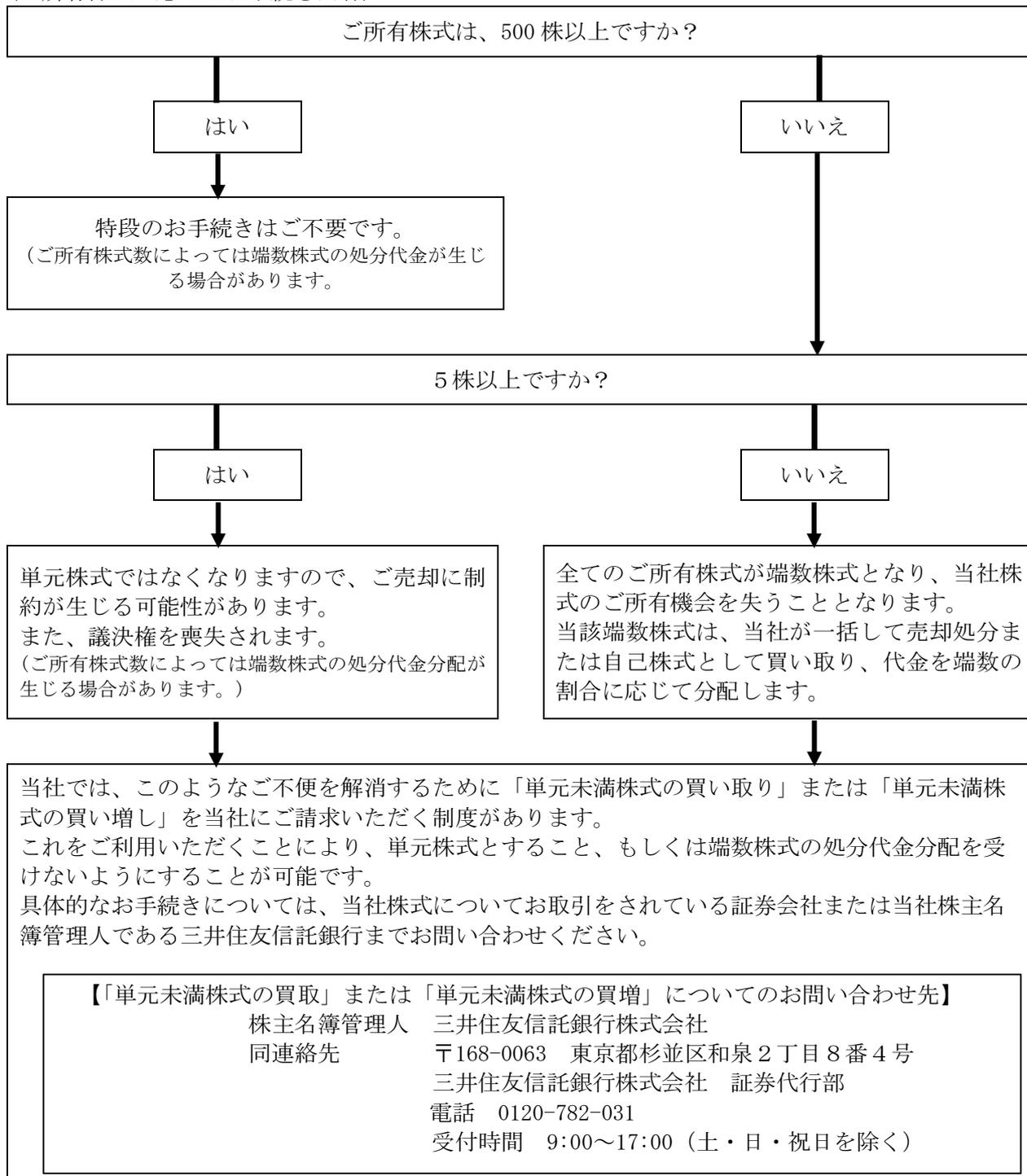
2023年 4月 21日	取締役会開催日
2023年 6月 23日（予定）	定時株主総会開催日
2023年 9月 30日（予定）	本株式併合の基準日
2023年 10月 1日（予定）	本株式併合の効力発生日

2023年10月下旬（予定）	株主様あて株式併合割当通知の発送
2023年11月下旬～12月上旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い

Q10. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A10. 以下のチャートに沿ってご確認ください。

（ご所有株式に応じたお手続き内容）



Q11. 株式併合に伴い、株主優待制度はどうなりますか。

A11. 株主優待制度については、併合割合に応じて次のとおり基準を変更します。

当該基準については、2024年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様への発送分より適用します。

保有株式数	
効力発生前（現行）	効力発生後（変更後）
1,000株以上	200株以上

以上